

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月20日
【事業年度】	第16期（自 2021年3月1日 至 2022年2月28日）
【会社名】	DCMホールディングス株式会社
【英訳名】	DCM Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 兼 C O O 石黒 靖規
【本店の所在の場所】	東京都品川区南大井六丁目22番7号
【電話番号】	(03) 5764 - 5211 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務・I R担当 加藤 久和
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区南大井六丁目22番7号
【電話番号】	(03) 5764 - 5211 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務・I R担当 加藤 久和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2022年5月27日に提出しました第16期（自 2021年3月1日 至 2022年2月28日）有価証券報告書の添付書類のうち定款に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、当該有価証券報告書の訂正報告書を提出するものがあります。

2【訂正事項】

定款第27条の条文の誤りを訂正するものです。また、訂正後の定款を新たに添付しております。

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

(訂正前)	(訂正後)
<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（会社法第399条の13第6項に掲げる事項は除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項に掲げる事項は除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

以上